

平成 2 3 年 第 2 回

宿毛市議会臨時会会議録

平成23年 5 月10日開会

平成23年 5 月10日閉会

宿毛市議会事務局

平成23年第2回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（平成23年5月10日 火曜日）

議事日程……………	1
本日の会議に付した事件……………	1
出席議員……………	2
欠席議員……………	2
事務局職員出席者……………	2
出席要求による出席者……………	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 議長の選挙……………	4
○日程第2 副議長の選挙……………	6
○日程第3 議席の指定……………	7
○日程第4 会議録署名議員の指名……………	7
○日程第5 会期の決定……………	7
（諸般の報告）	
○日程第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙……………	8
○日程第7 高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会 議員の選挙……………	8
○日程第8 議案第1号から議案第14号 （提案理由の説明）	
市 長……………	9
質疑……………	11
委員会付託省略……………	11
（議案第1号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第10号まで）	
討論・表決……………	11
（議案第7号）	
討論・表決……………	11
（議案第11号）	
討論・表決……………	11
（議案第12号）	
討論・表決……………	11
（議案第13号及び議案第14号）	
討論・表決……………	11
○日程第9 議案第15号……………	12

(提案理由の説明)	
市 長	1 2
質疑	1 2
委員会付託省略	1 2
討論・表決	1 2
○日程追加 委員会調査について	1 2
継続調査	1 2
(閉会あいさつ)	
市 長	1 3
閉 会 (午後 3 時 0 0 分)	
閉会中の継続調査申出書	1 5
―― ・ ・ ――― ・ ・ ―――	
付 録	
議決結果一覧表	付－ 1

平成 2 3 年
第 2 回宿毛市議会臨時会会議録第 1 号

第 1 日（平成 2 3 年 5 月 1 0 日 火曜日）

午前 1 0 時 開議

1 議事日程

- 第 1 議長の選挙
- 第 2 副議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
 - 諸般の報告
- 第 6 幡多西部消防組合議会議員の選挙
- 第 7 高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙
- 第 8 議案第 1 号から議案第 1 4 号まで
 - 議案第 1 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 2 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 3 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 4 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 5 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 7 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 9 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 1 0 号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 1 1 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度宿毛市一般会計補正予算について
 - 議案第 1 3 号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 議案第 1 4 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 9 議案第 1 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

―― ――― ・ ・ ――― ・ ・ ―――

2 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長選挙
- 日程第 2 副議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定

○諸般の報告

日程第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙

日程第7 高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

日程第8 議案第1号から議案第14号まで

日程第9 議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程追加 委員会調査について

----- . . -----

3 出席議員（14名）

1 番 高 倉 真 弓 君	2 番 山 上 庄 一 君
3 番 山 戸 寛 君	4 番 今 城 誠 司 君
5 番 岡 崎 利 久 君	6 番 野々下 昌 文 君
7 番 松 浦 英 夫 君	8 番 浅 木 敏 君
9 番 中 平 富 宏 君	10 番 浦 尻 和 伸 君
11 番 寺 田 公 一 君	12 番 宮 本 有 二 君
13 番 濱 田 陸 紀 君	14 番 西 郷 典 生 君

----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 本 昌 彦 君
次長兼調査係長	朝比奈 淳 司 君
議 事 係 長	田 村 泰 生 君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	岡 本 公 文 君
企 画 課 長	山 下 哲 郎 君
総 務 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長	野 口 節 子 君
税 務 課 長	沢 田 清 隆 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保健介護課長補佐	河 原 志加子 君
環 境 課 長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長補佐	山 陸 裕 治 君

商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建設課長補佐	川 島 義 之 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	岩 本 克 記 君
教 育 委 員 長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	乾 均 君
千 寿 園 長	杉 本 裕二郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開会

○事務局長（岩本昌彦君） おはようございます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、西郷典生さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（西郷典生君） ただいま御紹介をされました西郷典生でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

これより、平成23年第2回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

市長からあいさつの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。本日は、平成23年第2回宿毛市議会臨時会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、去る4月24日に行われました市議会議員選挙におきまして、多くの市民の御支援を得て、見事当選されましたことに対しまして、改めて心よりお喜びと敬意を申し上げます。

また、3月11日に発生しました東日本大震災によりまして、お亡くなりになりました方々に、御冥福を申し上げますとともに、被災に遭われました方々に、心からのお見舞いを申し上げます。

げます。

この東日本大震災には、市民の多くの皆様方からの御支援、御義援をいただきまして、被災地のほうに品物、金品を届けたばかりでございます。

また、せんだっては、この連休を利用してと申しましょうか、4月30日から5月6日まで、職員が3名、仙台の隣にあります多賀城市に派遣をいたしまして、災害の復旧支援にあたらせていただきました。

その後、今週13日からでございますが、23日まで、新たに自治労の要請にもよりまして、2名の職員を派遣することにしております、ということ報告を申し上げておきます。

この東日本大震災の発生を見まして、東南海地震の発生も危惧される当地におきましても、今回の災害は人ごとではないという認識のもと、行政の責務として、厳しい財政状況ではございますが、市民の皆様が安心・安全な生活を送れるようなまちづくりを推進していく必要があるということ、改めて思い知らされたところでございます。

議員の皆様方におかれましては、宿毛市の発展と住民福祉の向上のために、より一層の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（西郷典生君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前10時30分 再開

○臨時議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(西郷典生君) ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(西郷典生君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(西郷典生君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長(西郷典生君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(岩本昌彦君) 事務局長、点呼をいたします。

高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君。

○臨時議長(西郷典生君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(西郷典生君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(西郷典生君) 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会

人に高倉真弓君及び山上庄一君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○臨時議長(西郷典生君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 14票であります。

有効投票中

中平富宏君 13票

浅木 敏君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、中平富宏君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中平富宏君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、ごあいさつをお願いいたします。

(議長当選承諾及びあいさつ)

○議長(中平富宏君) 一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたびの議長選挙に当たり、議員各位の御推挙により、本市議会の議長の重職につくこととなりました。まことに光栄のいたりに存じます。同時に、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

今さら申し上げるまでもなく、議長の職責を十分に果たすには、議員各位の御支持と御協力が不可欠であることを十分承知をいたしております。私は、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨とし、議会の円滑な運営を図り、市政の進展と地方自治の発展のために、最善の努力をいたす所存であります。

ここに、重ねて議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、議長就任のごあいさつといたします。

(拍手)

○臨時議長（西郷典生君） これにて私の職務は終わりました。

議長と交代いたします。中平議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席・議長着席)

○議長（中平富宏君） 日程第2、「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（中平富宏君） ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（中平富宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（中平富宏君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（中平富宏君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長、点呼をいたします。

高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君。

○議長（中平富宏君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（中平富宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（中平富宏君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に高倉真弓君及び山上庄一君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長（中平富宏君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

このうち

有効投票 14票

無効投票 なし

有効投票中

野々下昌文君 11票

松浦英夫君 2票

浅木 敏君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、野々下昌文君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました野々下昌文君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、ごあいさつをお願いします。

(副議長当選承諾及びあいさつ)

○副議長（野々下昌文君） 副議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位の御推挙により、本市議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄と存じておりますと同時に、責任の重大さを痛感しているところでもございます。

これからは、新議長の御指導と、皆様方の御支援をいただきながら、議会が公正かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力いたす所存でございます。

議員各位の変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

(拍手)

○議長（中平富宏君） これにて、「副議長の選挙」は終わりました。

日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名と、その議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長、朗読いたします。

1 番 高倉真弓君
2 番 山上庄一君
3 番 山戸 寛君
4 番 今城誠司君
5 番 岡崎利久君
6 番 野々下昌文君
7 番 松浦英夫君
8 番 浅木 敏君
9 番 中平富宏君
10 番 浦尻和伸君
11 番 寺田公一君
12 番 宮本有二君
13 番 濱田陸紀君
14 番 西郷典生君。
以上でございます。

○議長（中平富宏君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高倉真弓君及び山上庄一君を指名いたします。

日程第5「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、高倉真弓君、山戸 寛君、今城誠司君、中平富宏君、寺田公一君、宮本有二君、西郷典生君、以上7人を総務文教常任委員に、

山上庄一君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、浦尻和伸君、濱田陸紀君、以上7人を産業厚生常任委員に、

高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、以上14人を予算決算常任委員に、

山戸 寛君、今城誠司君、松浦英夫君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、以上6人を

議会運営委員に、指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 今城誠司君

副委員長 山戸 寛君

産業厚生常任委員会

委員長 岡崎利久君

副委員長 山上庄一君

予算決算常任委員会

委員長 寺田公一君

副委員長 高倉真弓君

議会運営委員会

委員長 宮本有二君

副委員長 松浦英夫君

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 日程第6「幡多西部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に、寺田公一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました寺田公一君を、同組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺田公一君が、幡多西部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました寺田公一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第7「高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に、高倉真弓君、野々下昌文君及び西郷典生君を、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、同組合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第8「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号から議案第10号までは、いずれも平成23年3月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成22年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億4,169万7,000円を増額する必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

主な内容につきましては、繰越明許費の補正が追加6事業と変更2事業、地方債の補正が追加1件、廃止1件、変更2件となっています。

歳入で増額した主なものは、地方揮発油譲与税が1,723万1,000円、特別交付税が

1億9,121万6,000円でございます。

また、減額しました主なものは、地方道路譲与税が1,499万9,000円、生活保護費国庫負担金が4,137万3,000円となっています。

一方、歳出で増額した主なものでございますが、総務費の財政調整基金積立金が1億8,383万4,000円、土木費の定期船事業特別会計繰出金が811万1,000円でございます。

また、減額した主なものは、民生費の生活保護費扶助費が2,194万3,000円、公債費が2,628万4,000円でございます。

議案第2号は、平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、歳入の離島航路補助金の変更等によりまして、総額で25万円増額する必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

次に、議案第3号は、平成22年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴い、精算を行うため、24万6,000円増額する必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第4号及び議案第5号は、平成23年3月31日をもって宿毛市立沖の島中学校が休校となることに伴い、住民利用も行っているスクールバスが休止することから、沖の島地区住民の交通手段の確保をする必要がありますので、「宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例」及び「宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を、専決処分したものでございます。

議案第6号は、宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

平成21年度繰越事業で実施いたしました楠山移動通信用施設の事業者の施設使用対価を、平成21年度事業に限り、国からの公共投資臨時交付金等の追加の財源措置があるため、財源が過充当となってしまうことが判明しましたため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第7号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成23年4月1日から課税限度額の引き上げが行われる「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第8号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税の期間が、平成25年3月31日まで延長される省令が、平成23年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第9号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の異動により、当該医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第10号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、先に申しあげました沖の島スクールバスが休止となったことに伴い、その運行に係る経費を、教育振興費から離島振

興費へ振り替える必要が生じたので専決処分をしたものでございます。

議案第11号につきましては、固定資産評価員の選任につき同意を求めるものでございます。

本市の固定資産評価員に、税務課長の沢田清隆を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で、376万円を増額しようとするものでございます。

歳入で増額するものは、財政調整基金繰入金160万1,000円、賠償金215万9,000円でございます。

歳出で増額するものは、総務費の災害支援派遣旅費160万円、教育費の賠償金216万円でございます。

次に、議案第13号及び議案第14号は、宿毛市立中学校に勤務していた臨時講師による高知県青少年保護育成条例違反に係る損害賠償について和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案1号から議案第14号まで」の14議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第14号まで」の14議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第1号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第10号まで」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第10号まで」の9議案については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第10号まで」の9議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第7号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第7号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって「議案第7号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第11号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第11号」については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第12号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第12号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって「議案第12号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第13号及び議案第14号」の2議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第13号及び議案第14号」の2議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって「議案第13号及び議案第14号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第15号」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西郷典生君の退席を求めます。

(西郷典生君退席)

○議長(中平富宏君) この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中西清二君) 市長、議案第15号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

議員の中から選任の監査委員が欠員となっておりますので、西郷典生氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(中平富宏君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第15号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第15号」は、これに同意することに決しました。

西郷典生君の入場を許します。

(西郷典生君入場)

○議長(中平富宏君) お諮りいたします。

この際、委員会調査についてを、急施を要する事件として日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、「委員会調査について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期臨時会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、これを許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、御提案申し上げました議案のほか、議会の役員人事も行われまして、長時間にわたり御審議をいただき、まことに御苦労さまでございました。

御提案申し上げました議案につきましては、それぞれ原案のとおり御決定をいただきました。ありがとうございます。

議会の役員人事につきましては、中平議長、野々下副議長、また各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長が選任されました。これをもって、新体制のもとで議会運営がなされるわけでございますが、御存じのとおり、長引く不況、景気低迷の中で、本市の行財政を取り巻く状況は依然として厳しいものがございます。

今後は、議員の皆様方の御指導と御協力を賜りながら、各種課題事業の推進、並びに市民福祉の向上に、より一層努めてまいりたいと考えております。

どうか議員の皆様方におかれましては、健康に御留意されまして、宿毛市市政発展のために御活躍をいただきますことを御祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） これにて、平成23年

第2回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会臨時議長 西郷典生

宿毛市議会議長 中平富宏

議員 高倉真弓

議員 山上庄一

平成23年5月10日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
 (2) 行政機構の状況について
 (3) 財政の運営状況について
 (4) 公有財産の管理状況について
 (5) 市税等の徴収体制について
 (6) 地域防災計画について
 (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年5月10日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 (6) 下水道事業の運営管理状況について
 (7) 保育施設の管理状況について
 (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年5月10日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

平成 2 3 年第 2 回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 5 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 6 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 7 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 8 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 9 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 1 0 号	専決処分した事件の承認について	5 月 1 0 日	承 認
第 1 1 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	5 月 1 0 日	同 意
第 1 2 号	平成 2 3 年度宿毛市一般会計補正予算について	5 月 1 0 日	原案可決
第 1 3 号	和解及び損害賠償の額の決定について	5 月 1 0 日	原案可決
第 1 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について	5 月 1 0 日	原案可決
第 1 5 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	5 月 1 0 日	同 意